

平成29年度第2回豊田市地域保健審議会議事録

開催日時：平成30年2月13日（火）14：00～15：30

開催場所：豊田市役所東庁舎4階 東43・東44会議室

出席者（敬称略）：野場万司（会長）、中野幸彦（副会長）、岩月幸雄、浦野滋行、小澤伸也、
中出美代、宮澤清人、村瀬和好
（欠席者）小澤仁和、谷友一郎、長谷川喜代美、渡邊丈真

（市側出席者）太田市長、竹内保健部長兼保健所長、粕谷保健部副部長、加藤保健担当
専門監、小嶋健康危機管理担当専門監兼保健衛生課長、児玉感染症予防課長、柴川地域
保健課長、神谷子ども家庭課長、南障がい福祉課長、成瀬総務課長、大内総務課副課長、
河合総務課医師、山本総務課担当長

司会

会議及び議事録の公開についての説明

当日の傍聴者数についての報告（傍聴者0名）

会長あいさつ

議事

○野場会長

それでは、本日の議題に移ります。

協議事項（1）「健康づくり豊田21計画（第三次）案についての答申案について」ですが、事務局から説明をお願いします。

●成瀬総務課長

協議事項（1）「健康づくり豊田21計画（第三次）案についての答申案について」について説明

○野場会長

説明が終わりましたので、内容について、ご意見やご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。いかがでしょうか。

○小澤伸也委員

冒頭まず、この計画の素案を12月に送付いただいて目を通してあって、このような質問をするのはためらいがありますが、答申案の33ページの「第三次計画の基本的な考え方」の図について、各分野別に個別計画がきちんと定められています。3年前に、豊田市地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定し、市や私ども社会福祉協議会、市民が中心となって策定しました。

その地域福祉計画の位置づけが、各分野別の計画を横に串刺しするような横断的な計画にしようということで、福祉部の絵としては、それぞれの、障がい、高齢、健康などといった部門別の計画を横断的にとらえたものを福祉計画として、絵を書いておられます。今この時期に、この図を直すのは申し訳ないので、次回の見直しの際には、ぜひ地域福祉計画も視野に入れていただいて、施策の展開等では、地域福祉計画や活動計画に則ったような事業展開をされることになっていますので、計画の名称だけではありませんが、ご検討いただきたい。

●成瀬総務課長

図の修正については、対応できますので、最終のものまでには修正させていただきます。

○野場会長

図の修正については、修正いただくといくことでお願いします。

その他は、よろしかったでしょうか。

では、一部図の変更はございますが、この内容で本審議会の総意としたいと思います。御異議ありませんか。

無いようですので、後ほど市長への答申を行います。

それでは、次の議事に進みます。

報告事項（１）「今年度の重点取組事業等の進捗について」ですが、時間の都合上、項目番号１から９までまとめて事務局から説明をお願いします。

●成瀬総務課長

項目番号１「まちぐるみで取り組む心とからだの健康づくりの充実」について説明

●柴川地域保健課長

項目番号２「地域特性に応じた地域主体の健康づくりの充実」、項目番号３「高齢者の健康づくり（元気アップ事業）の推進」について説明

●小嶋健康危機管理担当専門監兼保健衛生課長

項目番号４「食品・環境衛生の確保に向けた監視指導、試験検査、啓発教育の充実（１）（２）（３）」について説明

●児玉感染症予防課長

項目番号４「食品・環境衛生の確保に向けた監視指導、試験検査、啓発教育の充実（４）（５）」、項目番号５「健康危機管理体制の強化」について説明

●柴川地域保健課長

項目番号６「大規模災害発生時の医療救護体制及び公衆衛生活動の強化」について説明

●小嶋健康危機管理担当専門監兼保健衛生課長

項目番号７「人と動物の共生社会の推進」について説明

●神谷子ども家庭課長

項目番号8「児童虐待防止の更なる強化」、項目番号9「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」について説明

○野場会長

説明が終わりましたので、内容について、ご意見やご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

○中出委員

項目番号1の(3)第3次食育推進計画の推進の中で、啓発、機会の提供ということがメインであるため、これだけ啓発しましたという実績報告ですが、やはり、これが結果につながってこないといけないと思いますので、何かここでやったことで、手ごたえや、件数だけではない、そこでどれだけ啓発が浸透したかという評価もほしい。病気の罹患率が減ったとか、そこまでいけばいいですが、何か、手ごたえとして測っているものはありますか。

●成瀬総務課長

正直に申し上げて、啓発の中では、すぐに推したものが受け止められたと評価するのは難しい状況です。ただ一例ではありますが、今年度、高校生や大学生を対象とした料理教室を開催しました。参加者は少なかったですが、その参加者の意見を聞きますと、野菜の摂取量が164gだったことを知らなかったり、主婦の方であれば野菜を一日350g摂取しようということを知ってみえる方もいますが、若い方は知らなかったりという状況です。興味本位でこの講座に参加したが、ためになったという意見もいただきました。このように、参加者アンケートも取りながら、事業評価をしていかないといけないと考えています。

○中出委員

よろしくをお願いします。

○野場会長

項目番号1に関して、特定健康診査受診率が2016年は減っていますが、原因と対策はありますか。

●成瀬総務課長

根本的な原因は、正直に申し上げて分からない、はっきりとした答えはありません。対策としては、例えば、昨年度の取組ですが、健診を全く受けていない方に健診を受けましょうというアプローチをしてきています。もともと関心のない方に健診を受けましょうというのはハードルが高い印象を受けました。データヘルスの中で分かってきたことですが、過去5年間で1年おきに健診を受けている方や、1度健診を受けると少しの間お休みするといった方もいます。こういった方は、健診に対して関心は全くないことはないもので、そういった方への勧奨は必要と考えます。そういった方に受診勧奨する際には、ただ勧奨するのではなく、1度でも健診を受けた方については市で情報を持っていますので、5年前はこういった結果だったので受けてみませんか、3年前こうだったので確認してみませんかといったように、情報を出しな

がら、健診に関心を持っていただけるような勧奨をしていきたいと考えています。

○野場会長

情報にあわせて受診勧奨の方法を変えていくということですね。

●成瀬総務課長

はい。対象者の絞り方の方法も変えていかないといけないと思います。

○村瀬委員

それに関連して、答申案の24ページを見ていただいて、④健診（検診）受診の促進で、定期健診を受診する人の割合の増加で、二次当初値で85.1%、二次目標値で88%、二次評価値で72.8%、約13%減っている受診率になっています。人口から推察すると、1万から2万くらいの人数かと思います。その下のイ評価における課題で、「・定期健診を受診する人の割合は減少しており、40歳代、50歳代以外の年代別受診割合は、80%未満となっています。・定期健診受診率は社会保険加入者よりも国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者が低い傾向にあります。」とあります。ですので、ここにある85.1%、72.8%というのは、全部の方を含めた総合的な値かと思います。

次に、答申案の17ページの特定健康診査受診率を見てください。国民健康保険加入者の方のみをとってみると、2012年 34.8%から2015年 37.1%まで、約3%微増しています。

ここで、私に分らなくなってしまったのが、総合的には約13%ダウンしていて、自営業者の方、農業の方、私たちのような60歳以上の方のような国民健康保険加入者の方は微増ではあるが、増えている。ということは、どの層が減っているのだろう。

学童健診みたいなものは義務的なものでほとんど100%に近いと思われます。そうすると、社会保険加入者ですが、大手企業やある程度の企業であれば、国や保健所、市の指導があるので、そう手抜きみたいなことはできないと思います。そう考えたときに、企業でも、正規社員から非正規社員、派遣社員などの関係があり、お金を出したくても出せられない企業や、そこまで至らない企業が、法に触れないような関係で、総合健康診査受診率に多少影響しているのかと考えます。

豊田地域医療センターに勤めている方に私の知り合いがいて、その方に聞いてみると、有料もの、人間ドッグみたいなものと一般のものと一緒にカウントしているので分からないが、受診率や問合せは減っているとおっしゃっていました。人数が減っているのは、人口が減っているのだから、分からないのではないが、率そのものが減っているとおっしゃっていました。

豊田厚生病院の方に聞いても、実質は分からないが横ばいだとおっしゃっていました。そうすると、先ほど申し上げたような非正規の方や零細企業の方ではないかと、豊田厚生病院の方が推測でいわれていました。実際のところは分かりませんが、この推測が正しいとすると、医療や保健の分野だけではなく、経済的なものや厚生労働的な部分も含まれてくる面もあるかと思います。その面を加味しながら、特定健診はもちろんです。総合的ないろいろな分野の健診に働きかけをしていくことが肝要ではないか。素人考えで申し訳ありませんが、この2つのデータから考えてみました。

●成瀬総務課長

答申案の17ページで、国民健康保険加入者の特定健診受診率、答申案の24ページは、市民アンケートに答えた方の受診率になっています。まずもって、アンケートに答えた方は、比較的健診を受けている方が多かったと言えます。会社勤めの社会保険加入者、自営業の方等の国民健康保険加入者など、いろいろな方がお見えになり、受診しない原因や受診しない層がどこなのかはつかまえにくいことはあります。参考までの話にはなりますが、比較的会社勤めされている方は、きちんと会社の方で健診を受けなさいと言われて受けられるそうです。ただ、その扶養に入っている方、奥さんなどは、ある企業の健保組合の方に聞きますと、会社勤めの旦那さんは受けてくれるが、奥さんはなかなか受けてくれないということも聞いています。実数や割合は、正確に把握していませんが、そういった状況もあって、社会保険加入者だから皆さん受けているということはなく、社会保険加入者でも受けていない方もいます。

また、経済的に厳しい方、自己負担もあるので、そういった面から健診を受けられない方もいらっしゃるかと思います。

ただ、17ページにあります国民健康保険加入者の特定健診については、保険料さえきちんと納めていれば、自己負担なしで健診を受ける仕組みですので、そういうところもどう考えていったらいいのか、ご指摘のとおりかと思しますので、いろいろな視点で考えていきたいと思えます。

○岩月委員

健康づくりの関係では、項目番号3のところ、ヘルスサポートリーダー等でできております。報告と要望になりますが、一昨年から今まで、健康づくりは非常に広い範囲で活動しており、対象も広いため、各地区のそれぞれの思いつきというか、発想でやって取り組んでいました。が、重点項目を3つに絞って、1つは野菜350gぜひ目標にして摂りましょう、もう1つは今話題になりました健診をぜひ受けましょうという啓発、それからもう1つが高齢者の元氣アップ教室とその後の自主グループの支援を、各地区のみなさんに取り組んでもらいました。先ほどの報告にもあったように、今元氣アップ事業が拡大してきて大変うれしいことではあります。地域によってはヘルスサポートリーダーの方の仕事が増えてしまって、一部の地区からは悲鳴も聞こえてきている実情であります。とはいっても、少しでも仲間を増やすことと、スキルアップをしながら、しっかりと支えていきたいと思っています。

そのような中で、ぜひ、私どもヘルスサポートリーダーも頑張っておりますけれども、何せ全員がボランティアで素人ということです。ぜひこれからも、よりスキルアップできるように活動の支援の方を厚くしていただけたらと思います。

毎年4月に総会をやっていますが、今回は、吉田整形外科の理学療法士の方の講演いただきます。こうした医療関係者の方の力もいただいて中身の濃い活動にしていけたらと考えています。

○野場会長

その医療関係者の方は、市を通してとか、医師会が協力してというかたちになるのですか。

○岩月委員

はい。

○野場会長

吉田整形外科の方は、個別でお願いしているのですか。

○岩月委員

はい。たまたま、地区の方で、市の紹介だったと思いますが、話されたことが大変好評だったので、ぜひ、総会の方でも講演していただくということになりました。

○野場会長

ご依頼があれば、医師会も対応していきますので、よろしくお願いします。

○宮澤委員

項目番号4の(4)、民泊サービスに対する法整備があります。昨日、環境衛生の組合の関係の講習会があって参加したのですが、その中に愛知県健康福祉部保健医療局生活衛生課環境衛生グループの方が見え、最近の環境衛生行政の冊子を出され、スライドで説明がありました。

今回の実績を読みますと、県内、中核都市への情報収集に関係してくると思いますので、県の方へ問合せをして、このような情報を収集してはいかがでしょうか。

●児玉感染症予防課長

愛知県とは常に、生活衛生課と情報収集、情報交換をしております。また何か、よい資料等ございましたら、教えていただけたらと思います。

○野場会長

民泊については、次の報告事項にもありますので、そこで説明をお願いしたいと思います。

報告事項(2)に移ります。報告事項(2)「旅館業法の一部改正等について」、事務局から説明をお願いします。

●児玉感染症予防課長

報告事項(2)「旅館業法の一部改正等について」について説明

○野場会長

説明が終わりましたので、ご意見やご質問等をお願いします。いかがでしょうか。

○宮澤委員

基本的には素泊まりでという方向に進んでいるのだけれども、中には、朝食付きでということも発生してきていると聞いています。その辺りは、どうなるのか。朝食を付けるとなると飲食店営業の許可がいるということになるのですか。

●小嶋健康危機管理担当専門監兼保健衛生課長

そうです。おっしゃるとおり飲食店営業許可がいることになります。

●児玉感染症予防課長

住宅型民泊事業法の条件として、台所が必要ということにはなっていますが、食を提供するかどうかまでの義務付けはないので、それをやりたいということになれば、食品関係の届出が別途必要になるということです。

○宮澤委員

1部屋を借りて、中で泊まれる方が自分たちで設備のあるところで食事を作ったり食べたりするのはいいが、家主がいるところで朝食を準備して出すという形のものも違法行為になるということも聞いていますので、その部分についても、これはこれで届出をしないとイケないということ、どこかで周知することも必要ではないかと思います。

●児玉感染症予防課長

始めるに当たっては、届出をされるような関係者に対してのガイドブックを当課で作成しております。また、適正に実施していただけるよう講習会等も開催していきたいと考えており、商業観光課とも調整をしております。

○宮澤委員

何も知識のない人が、人に言われて、空いている部屋があるから貸す。日本人や海外から来た人にある程度おもてなしをする、朝食まで作って宿泊させましょうということは、こういう規制があることを知らないで勤めていってしまうことはあるかと思います。この辺りのことは、どこかで表に出しておくようなことを作っておかないと、いろいろなところでトラブルが発生してくるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたい。

●児玉感染症予防課長

はい。

●市長

民泊の関係は、愛知県と豊田市との関係が一つあり、豊田市の中でも規制をかける保健部と、活用していこうとする産業部と、地域社会、コミュニティの関係がありますのでその関係の部と、豊田市の中だけでも、いろいろな部署にまたがっています。いろいろな心配を思っていますので、しっかり連携をとっていきたいと思っています。御指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

○宮澤委員

一つ一つ分けて考えていけば、大丈夫ではないかと思っています。民泊の中に、漁業をやる人、農業をやる人もいいですよという、別項目で許可になっているということがあります。それはそれ、それはそれで分けて考えていかないと、民泊だから何でもいいですよというのではなく、イベント事をやって、スタッフがたくさん来てしまったのでどこかで泊めなければというのは、イベントをやる期間だけであって、それは営業的な部分がないから、それはそれで別ですよとして考えていかないと。みんな何でもなんでも、それは民泊だとしてしまうと、どこかで線を引くのがおかしくなってしまうと思いますので。個々は個々で、分けて考

えていただければ、整理がつくのではと思います。

○野場会長

それでは、すべての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

答申

答申書の手交

市長あいさつ

— 以 上 —

平成30年2月13日

議事録署名人

㊟

議事録署名人

㊟